



共有すべき事例

疑義照会・処方医への情報提供

同成分の重複



事例

【事例の内容】

今回よりアイベータ配合点眼液とドルモロール配合点眼液「センジュ」に処方に変更された。有効成分を確認すると、どちらにもチモロールマレイン酸塩が含まれているため疑義照会を行った。その結果、ドルモロール配合点眼液「センジュ」がプリンゾラミド懸濁性点眼液1%「ニットー」へ変更になった。

【背景・要因】

患者には、今までアゾルガ配合懸濁性点眼液とアイファガン点眼液0.1%が処方されていたが、アゾルガ配合懸濁性点眼液から処方変更する際に、思い違いが発生したと思われる。

【薬局から報告された改善策】

日頃から薬剤の勉強を怠らないようにする。



その他の情報

前回の処方内容	今回の処方内容	疑義照会後の処方内容
アゾルガ配合懸濁性点眼液	ドルモロール配合点眼液	プリンゾラミド懸濁性点眼液1%
プリンゾラミド (炭酸脱水酵素阻害薬)	ドルゾラミド塩酸塩 (炭酸脱水酵素阻害薬)	プリンゾラミド (炭酸脱水酵素阻害薬)
チモロールマレイン酸塩 (β遮断薬)	チモロールマレイン酸塩 (β遮断薬)	
アイファガン点眼液0.1%	アイベータ配合点眼液	アイベータ配合点眼液
プリモニジン酒石酸塩 (α ₂ 受容体作動薬)	プリモニジン酒石酸塩 (α ₂ 受容体作動薬)	プリモニジン酒石酸塩 (α ₂ 受容体作動薬)
	チモロールマレイン酸塩 (β遮断薬)	チモロールマレイン酸塩 (β遮断薬)

注) 薬剤名から屋号を除いて記載した。



事例のポイント

- 緑内障治療薬には、プロスタグランジン関連薬、β遮断薬、炭酸脱水酵素阻害薬、α₂受容体作動薬、Rhoキナーゼ阻害薬、αβ遮断薬、α₁遮断薬、副交感神経刺激薬、交感神経刺激薬などの点眼剤がある。
- 緑内障の薬物治療では、単剤での効果が不十分であるときには多剤併用療法を行い、併用処方時には、薬理的な作用点と同じ薬剤を選択してはならないとされている。
参考：緑内障診療ガイドライン（第4版）日本緑内障学会緑内障診療ガイドライン作成委員会
- 配合点眼剤は、多剤併用療法を受ける患者のアドヒアランス向上が期待できることから、販売される薬剤が増えてきている。
- 緑内障治療点眼剤を調剤する際は、単剤、配合剤ともに有効成分を確認し、同成分あるいは薬理的な作用点と同じ成分が重複していないかを確認する必要がある。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。